

社会資本の整備について

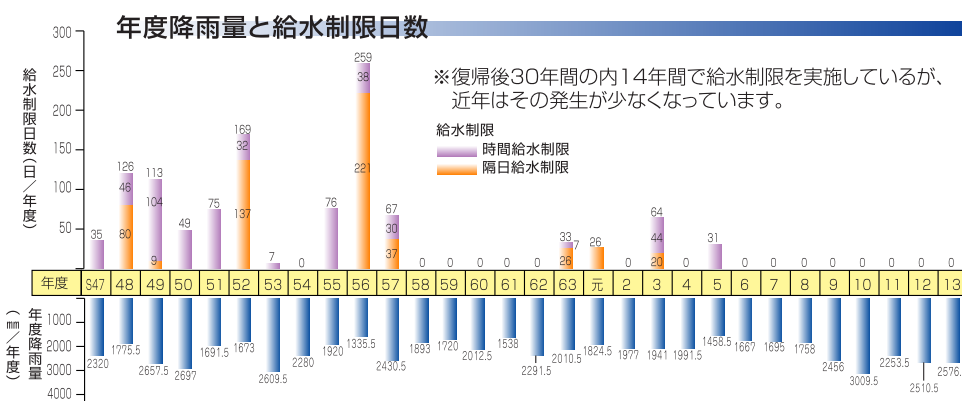
水資源開発事業

沖縄総合事務局においては、沖縄本島の逼迫した水事情に対応するため、多目的ダム建設を促進してきました。昭和四十七年の本土復帰から現在までの三十年間で、直轄事業として約三千四百億円を投じ、福地ダムを初めとする七ダムを完成させ、六ダムの管理及び羽地ダム他三ダムの建設を促進中です。

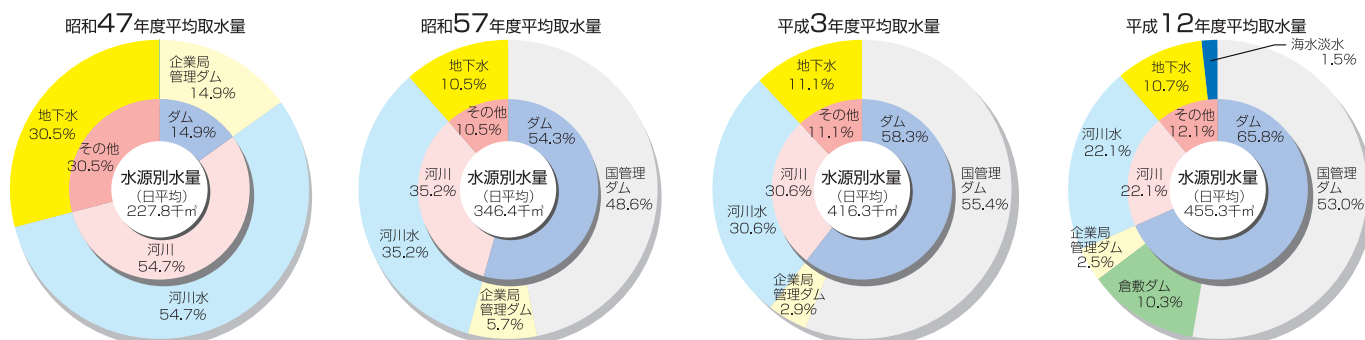
現在、これら完成したダムからの取水量は、沖縄本島の水需要量の約六十％に達しており、県民の生活用水等の安定供給に多大な貢献を果たしています。

しかしながら、沖縄本島は年間降水量が全国に比べて多いにもかかわらず、人口密度が高いことから、一人当たりの降水量は全国平均の半分以下と恵まれておらず、加えて、その気象特性や地形特性等から、水を安定的に利用することが難しい環境にあり、県民は常に渇水被害の不安にさらされています。

その中において近年、自然保護運動の高まりやダム適地の減少等により、ダム建設は厳しい状況となってきた一方、県民の生活水準の向上や、観光客の増加等に伴い水需要は益々伸びていく傾向にあり、渇水の危険度は依然として高く、沖縄の水資源開発は、引き続き重要な課題となっています。



平均取水量の推移 ※ダム等の水資源開発の促進により、平均取水量及び安定供給量はこの30年間で飛躍的に増加しました。



道路の整備

沖縄振興開発計画

第1次沖縄振興開発計画

第7次道路整備
5箇年計画
s48～s52

- ・47年 本土復帰
- ・47年 潰地取得開始

第8次道路整備
5箇年計画
s53～s57

- ・730交通方法変更(S53)

第2次沖縄振興開発計画

第9次道路整備
5箇年計画
s58～s62

- ・58名護バイパス完成(S63)

第10次道路整備
5箇年計画
S63～H4

- ・331小禄バイパス完成(H1)
- ・330西原局改完成(H2)
- ・58安謝立体暫定供用(H3)
- ・58名護横断道路(H4)

第3次沖縄振興開発計画

第11次道路整備
5箇年計画
H5～H9

- ・CAB着手(後にCCBOXへ)
- ・331名城バイパス完成(H6)
- ・331百名改良完成(H8)
- ・沖縄都市モノレール着手(H8)
- ・330浦添地区直轄へ編入(H9)

第12次道路整備
5箇年計画
H10～H14

- ・329那覇東バイパス完成(H11暫定)
- ・南風原道路供用(H12)
- ・58宜野湾バイパス完成(H13)

沖縄振興特別措置法
H14～H23

(H24.3.31)

沖縄の道路整備は、昭和47年復帰以降、沖縄振興開発計画により、産業経済活動の支援、県民の生活向上、安定を目的とした幹線道路整備をはじめ、高規格幹線道路、地域高規格道路、都市部における渋滞対策、人、自然環境に配慮した道路整備が進められました。

今後も平成14年から始まる沖縄振興計画のもと引き続き沖縄振興の基盤となる道路整備を積極的に推進していくこととしています。

名護市数久田～許田(名護曲り)



S47年



H12年4月

石川市石川市内



S47年



H12年4月

那覇市安謝立体



S47年



H10年6月

国道330号沖縄市胡屋付近



S57年9月



H10年6月

那覇地区電線供給共同溝



整備前



整備後

沖縄都市モノレール



【潰地】

未買収道路用地いわゆる「潰地」は、主に戦時中、戦後の日本復帰以前の米軍統治下における特殊事情により、土地を買収(権原を取得)することなく道路の新設や拡張が行われたことにより発生したものです。

・潰地全体:2,998千㎡,(1,456億円)

・平成13末実績:2,818千㎡,(1,444億円)

港湾事業

島嶼県である沖縄において、物資の殆どが港湾を通して運ばれているとともに、海上交通は県民や観光客の足となっているなど、港湾は県民生活にとって切り離せないものとなっています。また、港湾は物流、交流拠点としての機能とその安全性・

効率性の向上だけでなく、暮らし・まちづくりへの貢献、アメニティーの向上、産業振興や雇用創出、環境保全等への寄与も求められており、沖縄振興開発計画に基づいて社会資本の整備を推進してきました。



復帰当時の那覇ふ頭



現在の那覇港新港ふ頭



復帰当時の平良港の荷役の様子



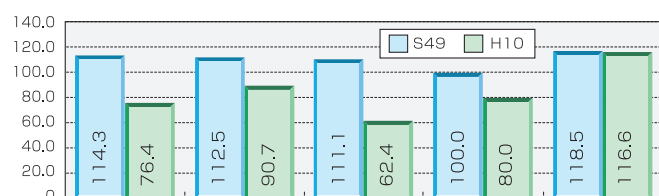
現在の平良港の荷役の様子



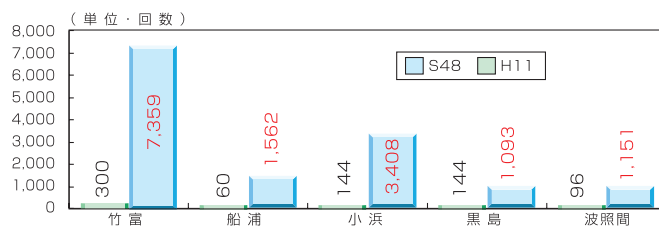
復帰当時の石垣港離島棧橋



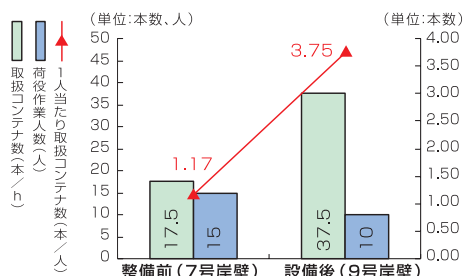
現在の石垣港離島棧橋



平良市における物価指数の比較 (那覇市を100とした指数)



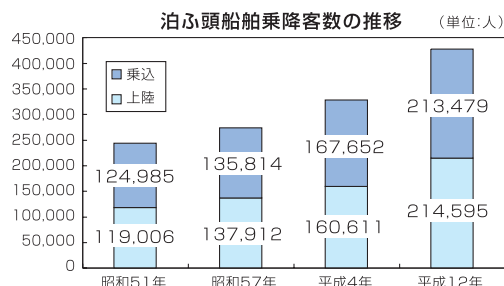
石垣港における離島航路運行回数の比較



注：荷役作業人数は整備前はクレーン一機、整備後はガントリークレーン一機に配置する人員。
 注：荷役作業人数は整備前は1/2～1/3程度に低減されました。



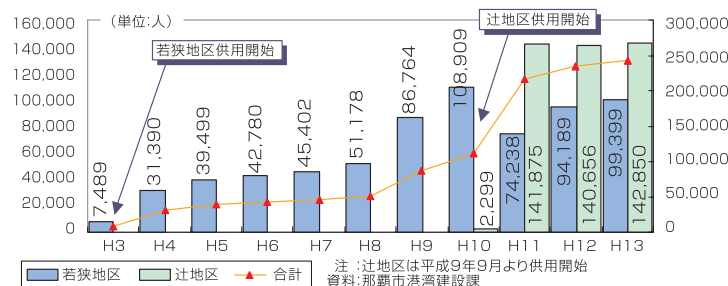
コンテナターミナル (那覇港)



離島ターミナルが整備されたことにより、利用客の利便性が向上するとともに、船舶乗降客数も増加しています。また、イベント会場としても活用されており、地域住民の交流機会の創出にも貢献しています。



とまりん (那覇港)



波の上ビーチを中心とした若狭の港湾緑地は那覇市内で唯一の海浜として再生され、海洋性レクリエーションの場として多くの市民に利用されています。



波の上ビーチ (那覇港)

空港の整備

沖縄県は、我が国の南西部に位置しており、

那覇ー東京は千七百km、

那覇ー大阪は千三百kmなど本土と遠く離れていることから、本土との間の旅客の移動のほとんどは航空による輸送となっています。また、

本島の他、大小合わせて三十九の有人島が、東西千km、南北四百kmの広大な海域に点在していることから、航空輸送が県内の移動に際しても必要不可欠な輸送手段となっており、地域住民の生活路線として定着しています。

沖縄県には、国が設置管理する那覇空港(第二種空港)と沖縄県が設置管理する宮古、石垣空港等(第三種空港)十二空港の合計十三空港があります。このうち沖縄総合事務局開発建設部は、那覇空港の滑走路、駐機場等、空港の基本となる土木施設の整備を担当しています。

この那覇空港は沖縄本島と本土、県内離島及び台湾、韓国など近隣諸外国とを結ぶ全国有数の利用を誇る空港であり、路線数は国内線が三十一、国際線が四(平成

十四年四月現在)。

また、乗降客数は、平成十二年に年間千八百六千人となり我が国の空港で第七位にランクされています。

那覇空港は昭和四十七年五月の本土復帰に伴い米軍より返還され、返還当時は、空港諸施設の老朽化が著しかったが、空港需要の増大等に対応して整備・拡充し、昭和四十九年には大型ジェット機B747が就航しています。その後、滑走路の延長や昭和五十年の沖縄海洋博覧会及び昭和六十二年の沖縄海邦国体にあわせてターミナル地域の整備を行っています。

また、年々増加する航空需要に対応するため、平成三年度からは、第六次空港整備五カ年計画(平成三(七年度)において新しいターミナル地域の整備が位置付けられ、ターミナル施設の狭隘化、分散化している施設を統合し、拡充した整備を行って、平成十一年五月二十六日新ターミナルが供用開始して現在に至っています。



昭和11年頃的那覇飛行場



昭和20年頃的那覇飛行場



昭和47年頃的那覇飛行場



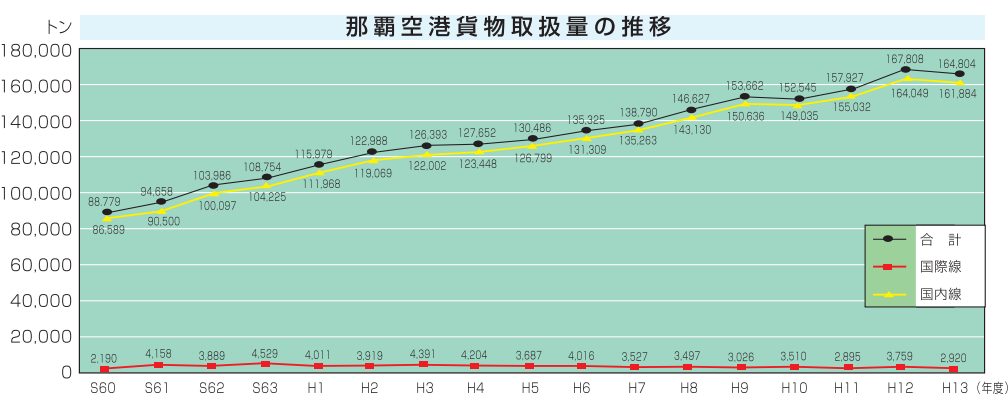
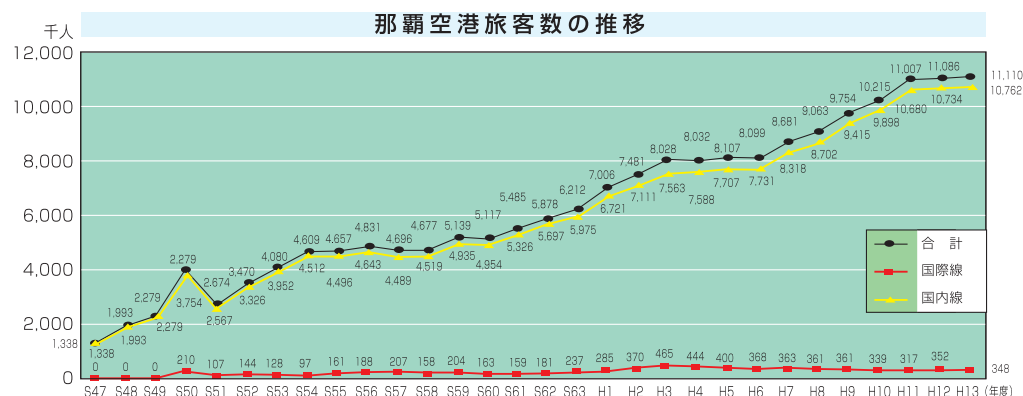
昭和54年頃



昭和62年頃



平成11年頃



那覇空港新ターミナル地域①



那覇空港新ターミナル地域②

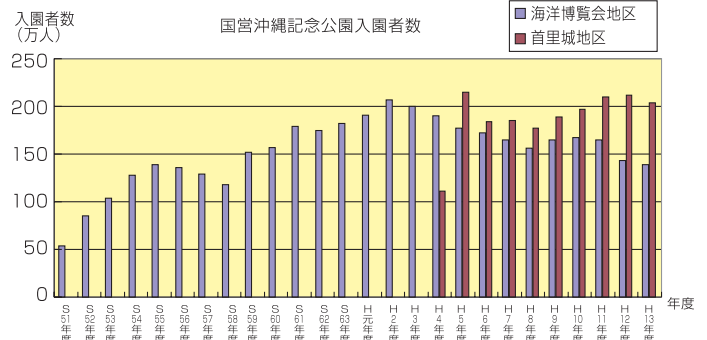
公園の整備

沖縄総合事務局管内の国営公園としては、昭和五十年に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念して、その跡地に整備を進めている国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（昭和五十年七月十五日閣議決定）と、沖縄の復帰を記念する事業の一環として昭和六十一年度より首里城の復元を進めている国営沖縄記念公園首里城地区（昭和六十一年十一月二十八日閣議決定）とがあります。海洋博覧会地区は、海洋文化館、水族館、人工ビーチ等の海洋博覧会当時の施設を引き継ぐとともに、熱帯ドリームセンターや熱帯・亜熱帯都市緑化植物園を開園するなど、平成十四年

三月末現在約七十・七haを開園し、開園以来の利用者は約三千九百八十万人となっています。首里城地区は、首里城正殿をはじめとした城郭内側区域を復元整備するもので、本土復帰二十周年にあたる平成四年十一月三日に正殿を中心の一部開園し、平成十四年三月末現在約一・八haを一般の利用者に供しており、延入園者数は千八百八十四万人となっています。また、沖縄観光振興の支援を図れるよう整備を促進するとともに、来園者が安全で快適に園内を利用できるように必要な維持・運営管理を実施しています。

経緯

年度	月 日	事 項
S50	7.15	「沖縄県国際海洋博覧会を記念する公園の設置について」閣議決定される。
	7.20	沖縄国際海洋博覧会開幕
S51	1.18	沖縄国際海洋博覧会閉幕
	3.22	都市計画法に基づき都市計画決定（沖縄県告示第88号）（77ha）
	8. 8	国営沖縄海洋博覧会記念公園開園式
	8.30	供用開始の公告（建設省告示第1237号）
	9. 1	正式供用開始（供用面積36ha）
S54	4.28	ちびっことりで、中央ゲート駐車場オープン（供用面積43ha）
S55	4.26	おきなわ郷土村、おもろ植物園、東駐車場開園（供用面積48ha）
S61	2. 8	熱帯ドリームセンター開園（供用面積60ha）
	11.28	首里城跡地が「国営沖縄記念公園首里城地区」として閣議決定される。これに伴い従来の国営沖縄海洋博覧会記念公園は「国営沖縄記念公園海洋博覧会地区」と位置づけられる。
S62	2.27	首里城公園が都市計画法に基づき都市計画決定（沖縄県告示第135号）（17.8ha内4.7haを国が整備）
S63	1.28	都市公園を設置すべき区域の決定告示（建設省告示第133号）（首里城地区追加）
H2	10. 6	熱帯・亜熱帯都市緑化植物園開園（供用面積69ha）
H4	11. 2	首里城公園開園式
H4	11. 3	首里城公園供用開始（供用面積1.7ha）
H9	9. 1	歓会門、久慶門内側周辺一部供用開始（供用面積1.8ha）
H11	4.12	南地区エントランスゾーン開園（供用面積70.7ha）
H12	7.22	九州・沖縄サミットの首脳社交夕食会を首里城で開催
H13	4.22	第12回全国「みどりの愛護」のつどいを開催
H14	1.30	新水族館の愛称「沖縄美ら海水族館」に決定



【海洋博覧会地区】



熱帯ドリームセンター ▶



◀ 第12回全国「みどりの愛護」のつどい



沖縄国際
洋蘭博覧会 ▶



【首里城地区】



首里城正殿 ▶



◀ 新春の宴



九州・沖縄サミットの
首脳社交夕食会 ▶



官庁営繕

沖縄の官庁施設設備は、昭和四十七年の復帰以降、国家機関が行政を遂行する場である官庁施設が、国民の公共施設として親しみやすく、便利で、安全であることを基本方針とし、それぞれの用途に応じた機能を十分発揮できるように単独庁舎、総合庁舎及び合同庁舎等計画的に整備を進めてきた結果、復帰時に比べてかなり改善されてきましたが、まだ約二万㎡が民間及び地方公共団体等からの借用施設となっています。また、一部には行政の変化等による施設の狭あい化が進んできており、琉球政府時代の施設も未だに多く使用されていることから、厳しい気候条件と合わせた施設の老朽化も進んでいます。

このような背景のもと、開発建設部では、二十一世紀にふさわしい良質な官庁施設づくりをめざし、業務の高度化、情報化に対応することはもちろん、人にやさしく、地球環境に配慮した官庁施設、さらに、美しいまちづくりにも貢献するよりよい官庁施設づくりを長期計画に基づき整備、改修を進めていきます。

沖縄職業総合庁舎 (H.10)
プレスセンター棟 (H.12)
沖縄亜熱帯計測技術センター (H.13)
中城海上保安署 (H.13)
国立劇場おきなわ (H.15完成予定)
那覇第2地方合同庁舎 (H.151期棟完成予定)



沖縄法務合同庁舎 (S.54)
那覇地方・家庭裁判所沖縄支部
沖縄簡易裁判所 (S.54)
那覇港湾合同庁舎 (S.54)
那覇第1地方合同庁舎 (S.61)
名護地方合同庁舎 (S.62)
与那国島測候所 (H.1)
沖縄総合事務局研修所 (H.3)
南大東島地方気象台 (H.7)



国立沖縄青年の家 (S.48)
石垣地方合同庁舎 (S.53)
平良地方合同庁舎 (S.54)
那覇地方法務局宜野湾出張所 (S.55)

農林水産関係 公共事業

① 農業農村基盤整備

沖縄県における農業農村基盤整備の目的は、亜熱帯地域特性を活かした農業を確立するため農業生産に関する基礎的条件を整備するとともに、農村の生活環境を整備し豊かで住みよい地域社会を形成することにあります。

このため、復帰以来、沖縄振興開発計画等に基づき諸事業を推進してきましたが、その主な概要は以下のとおりです。

ア 復帰前後の農業基盤整備

琉球政府の資料によると、戦後から復帰直前までに事業費八十億円を投入して、ほ場、農道、用排水路等が整備されました。

しかしながら、これらの整備された施設等は、戦争により荒廃した施設等の応急措置的な復旧が多く、その機能を充分発揮していないものも見られ再整備が必要としていました。また、この整備の後れが沖縄農業の低生産性と経営の不安定性の原因ともなっていました。

復帰後は、農業生産の基礎的条件の立後れから脱却し、優良農地の確保、規模の拡大、機械化営農体系の確立等の近代的農業経営の確

立を図るため、この三十年間に総額九千四百億円を投じて各種事業が強力に推進されてきました。

イ 干ばつに強い農業をめざす 国営かんがい排水事業

沖縄県における降雨量の大部分は梅雨期と台風時に集中しており、不規則な状況となつています。また、河川の流路も短く、透水層のサンゴ石灰岩が広く分布していることから、地表水を利用することが困難であり、度々干ばつに見舞われていました。

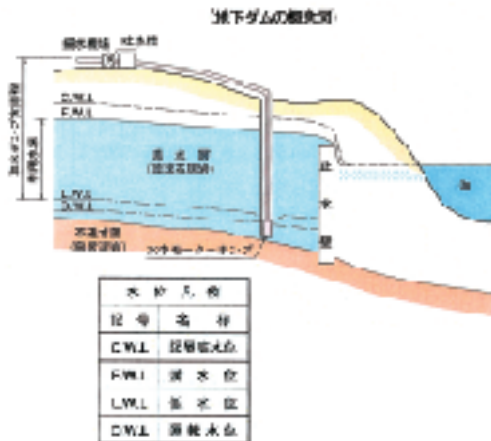
このため、かんがい排水事業を推進してきたが、特に、大規模な水源開発が必要とされる地域にあつては国営かんがい排水事業を実施してきました。(表1参照)



名蔵ダム

ウ 機械化営農に向けた ほ場条件の整備

沖縄県では耕地の大部分が畑地であり、基盤整備は主として畑地



国営かんがい排水事業一覧表(表1)

単位:ha

地区名	関係市町村	工期	受益面積	主要施設
宮良川	石垣市	S50~H4	3,460	底原ダム他
名蔵川	石垣市	S57~H10	760	名蔵ダム他
羽地大川	名護市、今帰仁村	S60~H18	1,330	真喜屋ダム他
宮古	平良市外	S62~H12	8,400	砂川地下ダム他
沖縄本島南部	糸満市、具志頭村	H4~H17	1,350	米須地下ダム他
伊是名	伊是名村	H11~H20	520	千原地下ダム他

(注) 羽地大川、沖縄本島南部については、計画変更後の数値です。

を中心として、かんがい施設の整備、機械化作業体系に対応するためのほ場、農道の整備を実施してきました。(表2参照)

これらの整備は、農作業の省力化を図り、生じた余剰労働力により施設園芸、畜産等の多角化経営を可能とし農家所得の増大を図るばかりでなく、農村環境の改善などにも寄与しています。

工 農村の総合的な整備による 快適な村づくり

農村部は都市部に比べて汚水処理施設や公園等の社会資本の整備が後れているため、農業集落排水施設や農村総合管理施設、集落道等の整備を総合的に実施することにより、農村の快適な生活環境と定住条件の整備を図っています。(表2参照)

さらに、近年のIT革命の動向に対応し都市との情報の循環を図るため農村部における情報通信網の整備を図っているところ。

平成12年度末における基盤整備等の状況(表2)

整備内容	単位	整備数量	整備率(%)
ほ場整備	ha	21,000	48
畑地かんがい施設整備	ha	9,200	20
農道整備	km	1,400	74
農業集落排水整備	集落数	70	19
農業集落道整備	km	400	72

才環境との調和への配慮

沖縄県における農業農村整備事業の実施にあたっては、昭和五十四年度に沖縄県が策定した「土砂流出防止対策指針」を始め、平成七年度の「赤土等流出防止条例」の施行に併せた「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」等に基づき、工事中及び工事後の赤土流出防止対策に努めています。

平成五年度には水質保全対策事業（耕土流出防止型）を創設し、沈砂池の設置やほ場勾配の修正等により農地からの耕土流出を防止する取組みを推進しています。さらに、平成十四年度より水質保全対策事業においては一層の耕土流出防止



福里地下ダム水位水質監視施設

を図るため、広域的な視点から沈砂池の整備を行うとともに、営農面との連携を強化することとしています。

また、平成十三年度に土地改良法が改正され土地改良事業の施工に当たっては「環境との調和への配慮」が原則となったことなどを踏まえ、各市町村において環境を創造する区域や環境に配慮する区域等を定めた「田園環境整備マスタープラン」が策定されるとともに、沖縄総合事務局において国営土地改良事業地区における環境調査や配慮の方法等について有識者と意見交換する協議会が設置されるなど、「環境との調和への配慮」に向けた取組みが推進されています。

力 今後の展望

復帰以来、かんがい用水の確保やほ場条件の整備等の農業生産基盤の整備、農業集落排水施設や集落道等の農村の生活環境の整備、水質保全対策事業（耕土流出防止型）等の農地の保全管理を実施してきました。今後とも沖縄県が我が国唯一の亜熱帯地域であるという特性を活かした農業を確立するため、各種施策との調整を総合的に図りながら、優れた自然環境との調和に配慮しつつ、農業農村の整備を推進していくことが重要です。

② 畜産基盤整備

沖縄県の肉用牛は、粗飼料生産基盤の整備、恵まれた自然条件による生産性の高い飼料生産等を背景に順調に伸びており、平成十三年の飼養頭数は八万八百頭（復帰当時の三・二倍）とこれまでの最高を記録しています。

復帰前の肉用牛生産は野草地を主体とした畜産経営が主で、生産拡大には限界があり、草地基盤の整備及び草地管理に関する新技術の導入が必要でした。

このため、復帰後、国、県、市町村が一体となって、肉用牛生産の振興を図るため、広範囲に存在する未墾地及び低利用地を開発して草地を造成する畜産基盤整備事業（畜産基地建設事業、畜産基盤再編総合整備事業、団体営草地開発事業等）が進められてきました。

この結果、これまで八重山地域をはじめ、宮古地域、沖縄本島北部地域を中心に事業が推進され、平成十三年度までに国費約四百十七億円が投入され、三千九百ヘクタールの草地が整備されました。

今後とも肉用牛の安定的な生産拡大を図るためには、粗飼料の安定的な確保が重要であり、低利用地の集積等により草地面積の拡大を図るとともに、既存草地の再整備、草地管理技術の向上等により草地



牛の放牧風景（石垣市）

③ 森林基盤整備

の生産性を高め、飼料基盤に立脚した低コスト生産を推進していくことが重要です。

沖縄県の森林は、大戦による戦災、戦中の軍需要資材や戦後の復興用資材としての過度の伐採などにより、著しく荒廃しました。

このため、戦後から復帰までは、造林を中心とした事業、復帰後は、治山、造林、林道の林野公共事業が積極的に展開されたため、森林基盤も次第に整備されてきています。

ア 治山事業

著しく低下した森林の水源かん養、防潮、防風等の公益的機能の

回復を図り、県民生活の安定・向上に資するため、復帰後（昭和四十七年度）の第四次治山五ヶ年計画から事業が開始され、防災林の造成・改良、水源地域の整備等が積極的に推進されてきました。現在は、第九次治山七ヶ年計画のもと、荒廃山地の復旧、海岸防災林の造成等を推進するとともに、生活環境保全林等の整備を計画的かつ効率的に実施しているところです。

イ 森林整備事業「造林」

人工造林、天然林の育成整備、上層木の下に植栽を行う複層林施策等を行う造林事業の実施により、森林資源も次第に充実しつつあります。また、近年、作業路や遊歩道、防火帯や防火施設等の設置を行い、景観、住民と森林とのふれあい、防災等にも配慮した森林整備を実施しているところです。

ウ 森林整備事業「林道」

林道の開設や既設林道の機能向上のための改良、舗装事業等を行う林道事業を積極的に実施しています。

この結果、復帰当時一ヘクタール当たり一・〇メートルであった林道密度が、現在では三・七メートルとなり、農山村地域の活性化に寄与しています。また、昭和五十二年度に着工した広域基幹林道「大



大國林道

国林道」（総延長三万五千四百七十六メートル）の整備が平成五年度に完了しました。

④ 水産基盤整備

琉球政府は、昭和三十六年には第一次漁港整備計画を策定し、その計画に基づき計画的な漁港整備を始めました。

しかしながら、投資額が少なかったため、復帰以前に漁港として利用できたのは六十港のうち四港程度でした。

このため、復帰後の第五次漁港整備計画（昭和四十八～五十一）から本格的な漁港整備が進められ、



鋼製大型浮魚礁（ニライ3号）

第九次計画（平成六～十三）までに指定漁港八十八港のうち三十八港が概成されています。復帰後から平成十三年度までに漁港整備に投資された事業費は約二千四百億円となっており、整備された漁港は水産物供給の中核施設として、漁家の経営安定、地域漁業の振興に貢献しています。

また、その他の漁港関連事業として①漁村総合整備事業、②海岸保全施設整備事業、③漁港関連道整備事業が実施され、生産基盤等の整備が図られています。

今後は、漁港と漁場の一体的整備、水産物の生産・流通加工の拠点、漁村の総合的な振興等を目指して漁港・漁場・漁村の整備を進めることが重要です。

漁場整備については、浮魚礁（バ



暫定一部使用された南大東漁港

災害復旧事業制度

沖縄県は毎年台風の襲来や大雨などにより災害が発生しています。そのため、地方公共団体が管理する施設が災害を受けたとき国の補助金を出して復旧事業を行う制度の整備が図られています。災害復旧の対象となる施設は道路、河川、海岸等の公共土木施設、農道、農業用水路等の農業用施設や個人所有の農地、学校、公園などの公共施設等が災害を受けた場合、これらの公共施設等の災害復旧は県や市町村などの地方公共団体などが行います。災害復旧に当たっては臨時に多額の事業費を要するため国は法律等に基づき地方公共団体の財政を軽減するため補助金を出して一日も早く復旧をしようとするのが災害復旧制度です。

① 災害復旧と査定立会

災害が発生すると県や市町村は被害施設の調査をして、復旧の必要性や工法などの検討を行った後、災害復旧事業に対する国庫補助金を受けようとする場合は、各省庁の主務大臣に復

旧事業の申請を行います。災害復旧事業費の決定は、各省庁から派遣される災害査定官が災害現地に赴き調査の上決定されますが、この現地調査の際に、財政を主管する財務省の出先機関である当局財務部の係官が立会して災害復旧事業の採択の可否及び災害復旧事業費予算を決定することになっています。

② 国庫補助と事業費の推移

地方公共団体が行う災害復旧事業に対する国の補助金は事業費の $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{2}{3}$ を補助することになっていますが、沖縄県の補助率は「沖縄振興開発特別措置法」により $\frac{8}{10}$ となって本土より高い補助率となっています。

復帰後の沖縄における災害復旧事業費の推移(別表)を見ると、これまで最も被害が大きかった年は平成十年の四十八億円となって、次いで昭和六十三年の四十六億円となっています。

また、平成十三年は台風十六号により波嘉敷村で大規模な山腹崩壊が発生し村道が決壊したのも記憶に新しいところです。(下記写真)



被災時



波嘉敷村



復旧後

